

あはき療養費の令和6年度料金改定の主な概要①

○ はり・きゅう

※ 詳細については、近畿厚生局ホームページに掲載している関係通知をご確認ください。

① 初検料の引上げについて

1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,950円、2術（はり、きゅう併用）の場合 2,230円 に改定

② 施術料の引上げ及び訪問施術料の新設について

《通所》〔令和6年6月1日施行〕

1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 1,610円 に改定

2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 1,770円 に改定

《訪問》〔令和6年10月1日施行〕 ※新設

● **訪問施術料1**【同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金】

1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 3,910円、2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 4,070円

● **訪問施術料2**【同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金】

1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 2,760円、2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 2,920円

● **訪問施術料3**【同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金】

（3人～9人） 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 2,070円

2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 2,230円

（10人以上） 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 1,760円

2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 1,920円

③ 電療料(施術料の加算)の引上げについて〔令和6年6月1日施行〕

電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 1,000円加算 に改定

④ 特別地域加算(施術料の加算)の新設について〔令和6年10月1日施行〕

対象は、訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の地域。離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする。特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

⑤ 往療料(突発的な往療)について〔令和6年10月1日施行〕

4km超加算の廃止、訪問施術料の算定は不可

あはき療養費の令和6年度料金改定の主な概要②

○ **あんま・マッサージ・指圧** ※ 詳細については、近畿厚生局ホームページに掲載している関係通知をご確認ください。

① マッサージの引上げ及び訪問施術料の新設について

《通所》〔令和6年6月1日施行〕

1局所 1回につき 450円、2局所 1回につき 900円、3局所 1回につき 1,350円、
4局所 1回につき 1,800円、5局所 1回につき 2,250円 に改定

《訪問》〔令和6年10月1日施行〕 ※新設

- **訪問施術料1**【同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金】
1局所 1回につき 2,750円、2局所 1回につき 3,200円、3局所 1回につき 3,650円、
4局所 1回につき 4,100円、5局所 1回につき 4,550円
- **訪問施術料2**【同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金】
1局所 1回につき 1,600円、2局所 1回につき 2,050円、3局所 1回につき 2,500円、
4局所 1回につき 2,950円、5局所 1回につき 3,400円
- **訪問施術料3**【同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金】
(3人～9人) 1局所 1回につき 910円、2局所 1回につき 1,360円、3局所 1回につき 1,810円、
4局所 1回につき 2,260円、5局所 1回につき 2,710円
(10人以上) 1局所 1回につき 600円、2局所 1回につき 1,050円、3局所 1回につき 1,500円、
4局所 1回につき 1,950円、5局所 1回につき 2,400円

② 温電法及び変形徒手矯正術の引上げについて〔令和6年6月1日施行〕

- **温電法（マッサージの加算）**
・ 温電法を併施 1回につき 180円加算、温電法を併施+電気光線器具使用 1回につき 300円加算 に改定
- **変形徒手矯正術（マッサージの加算）**
・ 1肢1回につき 470円加算 に改定

③ 特別地域加算（施術料の加算）の新設について〔令和6年10月1日施行〕

対象は、訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の地域。離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする。特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

④ 往療料（突発的な往療）について〔令和6年10月1日施行〕

4km超加算の廃止、訪問施術料の算定は不可